

令和7年7月12日より
可児支部規約、弔慰及び表彰規定

岐阜県退職公務員連盟

可児支部

○ 規約

○ 弔慰及び表彰規定

岐阜県退職公務員連盟可児支部規約

第 1 章　名称及び事務所

- 第1条 本支部は、岐阜県退職公務員連盟可児支部と称し、可児市及び可児郡内在住の次の会員をもって構成する。
1. 正会員（退職公務員並びに扶助料等受給者）
 2. 準会員（現職公務員で本会の趣旨に賛同する個人または団体）
 3. 賛助会員（本会の趣旨に賛同する個人または団体）
- 第2条 本支部の事務所は支部長宅に置く。

第 2 章　目的及び事業

- 第3条 本支部は、会員の生活保障の確保を図り、併せて社会福祉の増進に寄与すると共に、会員相互の親睦をもって目的とする。
- 第4条 本支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会員の恩給年金又はこれに代わる権益の確保に努めること。
 2. 会員の親和共済相扶の増進を図ること。
 3. 社会福祉の増進に関する事項。
 4. 連盟と緊密な連携を保ち、その事業に協力すること。
 5. 会員の長寿と慶弔に関すること。
 6. 支部活動の認識と組織の拡大に努めること。
 7. その他必要と認めること
- 第5条 老人クラブと高齢者による、社会活動の健全な発展とその運営に協力すること。

第 3 章　会　　計

- 第6条 本支部の経費は、会費、寄付金、その他の収入を以てこれに充てる。
- 第7条 本支部の予算は、毎年会計年度開始前に役員会の決議を経て決める。決算は、年度終了後の2ヶ月以内に監事の監査を受け、役員会の承認を求めるものとする。

第4章 役 員

- 第8条 本支部に次の役職を置く。
1. • 支部長（1名） • 副支部長（若干名） • 組織部長（1名）
• 厚生部長（1名）
 2. • 庶務係（1名） • 会計係（1名）
 3. • 監事（2名）
 4. • 分会長（市、郡内旧各町地区1名乃至若干名を置く）
- 第9条 正副支部長、監事の選挙は役員会に於いて行う。
庶務、会計は支部長が委嘱する。
支部長は、支部を代表し、支部を統括する。
副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時は代理する。
監事は、会計を監査する。
- 第10条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第11条 本支部に、役員会の議を経て顧問を置くことができる。

第5章 会 議

- 第12条 会議は、総会と役員会とし、支部長がこれを招集する。
総会は、毎年1回これを開き、重要事項の報告、承認、又は規約の改正等を行う。
役員会は、毎年2回開く。但し必要ある場合は、隨時これを開くことができる。
- 第13条 役員会に付議すべき事項は、次のとおりである。
- 1、会務報告。
 - 2、予算に関する事項。
 - 3、会費の徴収に関する事項。
 - 4、日本退職公務員連盟並びに本県連盟の活動状況報告。
 - 5、その他重要な事項
- 第14条 臨時緊急を要する事項の審議は、役員会での審議を以って総会に替えることができる。

第6章 付 則

- 第15条 本規約の改正は、総会の決議を要する。
- 第16条 弁憲規定及び本規約に必要な細則は、役員会に於いて定め、総会の承認を得て施行する。
- ※本規約は、昭和43年10月6日から施行する。
- ※平成5年6月25日一部改正
- ※令和7年7月12日一部改正

弔慰及び表彰規定

1. 支部役員を5年以上勤め、その功績顕著な者は、その役員を辞めた時、感謝状及び記念品を贈る。
 2. 敬老の日に県連盟より、米寿の寿詞を贈られた会員には、支部に於いても総会に於いて寿詞及び記念品を贈る。なお、89歳以上の会員には、支部総会に於いて長寿を祝し、手みやげを贈る。
 3. 会員が死亡した時は、本会より会葬し、香料をおくって弔慰を表する。
(香料は5,000円とする)
- ※本規約は、昭和63年9月30日から施行する。
※平成21年6月10日一部改正